

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例
 新旧対照表 【平成二十四年条例第六十八号】 （第二一条関係）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十一 略</p> <p>十二 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号） <u>第四十二条の二によつて読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療（次号、第五十七条第二項及び第五十八条において「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</u></p> <p>十三〇十六 略</p> <p>第五十一条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十一 略</p> <p>十二 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者自立支援法施行令 <u>（平成十八年政令第十号）</u> <u>第四十二条の二によつて読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療（次号、第五十七条第二項及び第五十八条において「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</u></p> <p>十三〇十六 略</p> <p>第五十一条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>障害者自立支援法施行規則</u> <u>（平成十八年厚生労働省令第十九</u></p>

号。以下「施行規則」という。) 第二条の二に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

附 則

(施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

第四条 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下この条、次条及び附則第七条において「基準省令」という。）第十二条第一項の規定の適用を受ける指定共同生活援助事業者は、第二百二十八条第一項（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令第十二条第一項に規定する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

号。以下「施行規則」という。) 第二条の二に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

附 則

(施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

第四条 この条例の施行の際現に障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下この条、次条及び附則第七条において「基準省令」という。)

第十二条第一項の規定の適用を受ける指定共同生活援助事業者は、第二百二十八条第一項（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令第十二条第一項に規定する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

